

6 居宅生活支援費(地域生活援助)設定のイメージとその構成要素等(案)

1 基本イメージとその構成要素

地域生活援助に係る費用
・世話人の人件費等

2 基本的な取扱い

支援費の単位

支援費算定の単位は、現行の取扱いと同様、1月を単位とする。

重度障害者等への対応

重度障害者や重複障害者も適切に利用できるよう、障害の程度等に応じて2区分を設けることとする。

障害の程度に応じた支援費の格差は、地域生活援助に係る費用(世話人の人件費等)の差により設けることとする。

地域差の反映

施設訓練等支援費と同様、人件費等の水準が同じような地域ごとに区分を設けることとする。

地域差は、国家公務員給与の調整手当の支給割合に準じて設けるものとする。

地域区分は、施設訓練等支援費と同様、人事院規則9-49「調整手当」別表第1等による5区分による。

人件費引当金相当額の算入

地域生活援助に通常要する費用として、人件費引当金相当額を算入する。